

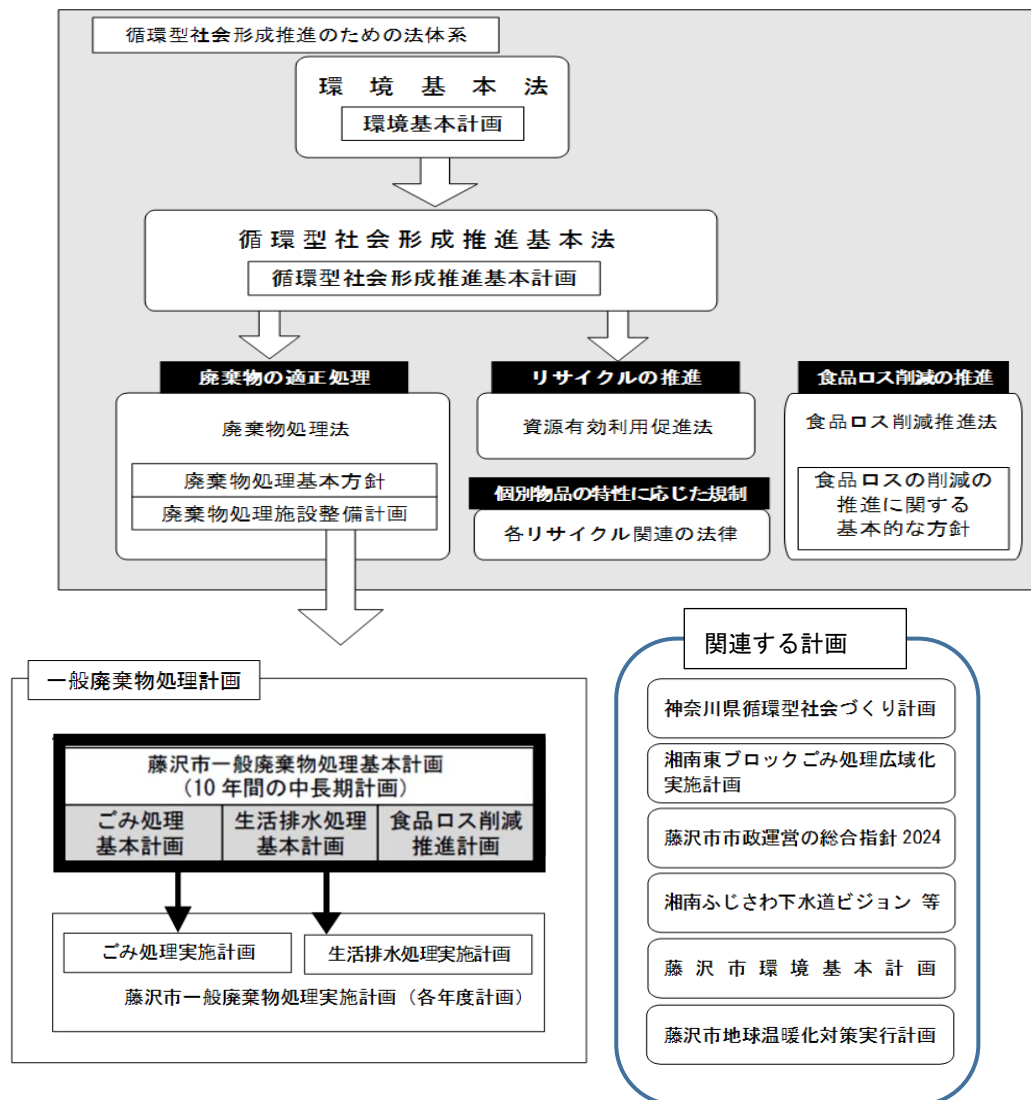
藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（中間報告）

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標達成に向け取り組んでいます。現計画は策定から5年が経過し、この間、国では法の改正や新たな法の成立がなされています。

本市においても「かながわプラごみゼロ宣言」への賛同、「藤沢市気候非常事態宣言」の表明など、廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた展開を行っており、新たな施策により一層のごみ減量を推し進めるため、「藤沢市環境基本計画」等上位計画との整合を図りながら、一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け



(2) 目標の達成状況の検証と課題

現計画目標の達成状況(表1)、課題(表2)は次のとおりです。

表1 現計画中間目標と実績値との比較

指 標	現計画目標値 令和3年度	実績値 令和2年度	達 成 状 況	比 較 結 果
①排出抑制目標 (市民1人1日当たりのごみ排出量)	895g以下	836g	○	59g少ない
②資源を除くごみの減量目標 (市民1人1日当たりの要処理量)	693g以下	635g	○	58g少ない
③資源化率※1				
資源化率Ⅰ	24.3%以上	25.9% (25.8%)	○	1.6ポイント高い
資源化率Ⅱ	32.4%以上	33.9% (33.7%)	○	1.5ポイント高い
④最終処分率	0.2%以下	0.08%	○	0.12ポイント低い
⑤事業系ごみ排出量	38,200t以下	29,002t	○	9,198t少ない
⑥生活排水処理率※2	96.7%以上	96.6%	×	0.1ポイント低い

※1：資源化率Ⅰ及びⅡの実績値の上段は現計画の定義に基づいて算出した数値です。
下段の()内の数値は、改定計画の定義(本市施設で処理できない処理困難物を除く)に基づいて算出した数値です。

※2：生活排水処理率については、現計画の令和2年度計画値(96.6%)と比較すると、実績値は達成しています。

表 2 課題

ごみ処理の課題	内容
①発生・排出	国の目標値を達成するために引続き施策を継続
②収集・運搬	高齢化社会への対応や災害時の対応
③処理・処分	適正な維持管理等による施設の安定稼働を継続
④最終処分	女坂最終処分場の延命化を継続
⑤プラスチックごみ削減	【新】プラスチックごみの削減を強化
⑥サーキュラー・エコノミーの形成	【新】資源投入量・消費量を抑える循環型経済を形成
⑦食品ロス削減	【新】「食品ロス削減推進計画」による戦略的な取組
⑧リチウム電池の分別排出・適正処理	【新】分別排出の周知
【新】食品ロス削減の課題	内容
①食品ロス量の減量化	【新】食品ロス減量化の必要性や取組等の周知
②未利用食品の有効活用	【新】未利用食品の有効活用の促進
③各主体の連携強化	【新】各主体の連携協力による取組の促進
生活排水処理の課題	内容
①生活排水処理施設整備の促進	生活排水処理人口への転換の促進を継続
②し尿及び浄化槽汚泥処理の必要性	浄化槽整備への支援を継続
③し尿・浄化槽汚泥の収集運搬	【新】し尿処理施設の安定的な運転のため、計画的に収集
④し尿処理施設の整備	適正な維持管理を引続き継続

(3) 将来目標と重点施策

将来目標（表 3）及び重点施策（表 4）は次のとおりです。

表 3 将来目標

ごみ処理基本計画の目標	令和 13 年度目標値
①排出抑制目標	市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 820 g まで削減 (現状推移時の場合、840 g)
②家庭系ごみの減量目標	市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 609 g まで削減 (現状推移時の場合、623 g)
③資源化率 ・資源化率Ⅰ（灰溶融等資源化を含まない） ・資源化率Ⅱ（灰溶融等資源化を含む）	・資源化率Ⅰ 25%を達成します（現状推移時の場合 23.9%） ・資源化率Ⅱ 35%を達成します（現状推移時の場合 33.4%）
④最終処分率	最終処分率 0.2%以下を維持します
⑤事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量を 34,219 t /年以下にします (現状推移時の場合、35,259 t /年)
【新】食品ロス削減推進計画の目標	令和 13 年度目標値
①食品ロス削減目標	食品ロス排出量を 4,702 t /年まで削減 (現状推移時の場合、6,184 t /年)
②食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合	市民の割合を令和 13 年度まで 85%以上 (現状 80%程度)
生活排水処理基本計画の目標	令和 13 年度目標値
①生活排水処理率	令和 13 年度までに生活排水処理率 97.0%以上を達成

表4 改定計画の重点施策

ごみ処理基本計画の施策体系	施策	重点施策内容
基本方針1	(1) リフューズを含めた3R推進に関する施策	・食品ロスの削減（重点施策） ・プラスチックごみの削減（重点施策）
	(2) 事業系ごみに関する施策	・ごみ搬入時の指導（重点施策）
基本方針2	(1) 施設整備に関する施策	・焼却施設の延命化（重点施策）
	(2) 排出・収集に関する施策	・高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続（重点施策） ・特定処理品目の分別排出（重点施策）
	(6) 其他のごみに関する施策	・海岸清掃の継続（重点施策）
基本方針3	(1) 協働体制の仕組み	・市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実（重点施策）
食品ロス削減推進計画の施策体系	施策	重点施策内容
基本方針1	(2) 情報発信と普及啓発	・食品ロス削減に係る情報発信（重点施策） ・ごみ搬入時の指導（重点施策）

2 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

3 これまでの経過と今後の予定

(令和3年)	
7月	第2回廃棄物減量等推進審議会（基本的事項の検討）
8月	第3回廃棄物減量等推進審議会（新たな計画目標、重点施策等の検討）
10月	第4回廃棄物減量等推進審議会（食品ロス削減推進計画の検討、改定素案の策定）
11月	改定素案に係るパブリックコメントの実施（11月10日から12月10日まで）
(令和4年)	
1月	第5回廃棄物減量等推進審議会（改定案の策定）
2月	2月定例議会厚生環境常任委員会において改定案について最終報告
3月	藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定

4 資料

資料2 藤沢市一般廃棄物処理基本計画（改定素案）

以上
（環境部 環境総務課）